

感対第256号
令和4(2022)年7月12日

各関係団体等の長 様

栃木県保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対応に関する保健所等による健康観察等の取扱いの変更
について

このことについて、令和4(2022)年2月10日付け感対第683号「新型コロナウイルス感染症に係る保健所による積極的疫学調査の重点化等について」(以下「2月通知」という。)によりお示ししたところですが、健康観察フォローセンターの運営開始に伴い、7月12日から下記のとおり取扱うこととしますので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、下記以外の取扱いについては従前どおりであり、2月通知及び令和4(2022)年3月17日付け感対第822号「業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について(依頼)」を参照ください。

記

1 健康観察の重点化

保健所等における健康観察について、次のとおり重点化しますので御対応ください。

(1) 健康観察

① 重症化リスクの高い陽性者

次の重症化リスクの高い陽性者については、保健所又は健康観察フォローセンター(別に定める健康観察フォローセンター引継基準に該当する者に限る。)において健康観察を重点的に行う。

- ・65歳以上の者
- ・40歳以上65歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等を複数持つ者
※なお、重症化のリスク因子となる疾病等は以下を指すものとする。

ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみのも含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下

- ・妊娠している方

② 上記以外の陽性者

上記以外の陽性者については、My HER-SYSを用いる等により、健康観察フォローセンター又は保健所(保健所長が保健所における健康観察が必要と判断した者に限る。)において健康観察を行う。

- ③ 陽性者全員に対して、体調不良時には、保健所若しくは健康観察フォローセンター（昼間）又はコールセンター（夜間）に連絡するよう案内する。

2 療養・待機期間終了時の取扱

陽性者のうち、療養期間が短い等により健康観察フォローセンターに引き継いでいないなど、保健所で HER-SYS 等を活用して健康観察を行う者の療養期間については、定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、保健所から改めて連絡を行う必要はない。

（ 栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL : 0570-666-983 ）